その他告示

○法務省告示第三十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月八日

法務大臣　平口　洋

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表第四	
名称	所在地
［略］	［略］
総合学園ヒューマンアカデミー秋葉原校・マンガコース（マンガ）、同・マンガコース（イラストレーター）、同・ゲームコース（プログラマー）、同・ゲームコース（プランナー）、同・ゲームコース（CGデザイナー）	東京都
［略］	［略］
バンタンゲームアカデミー東京校・2年制ゲームプログラマー専攻、同・2年制ゲームグラフィッカー専攻、同・2年制キャラクターデザイナー専攻、同・3年制ゲームプログラマー専攻、同・3年制ゲームグラフィッカー専攻、同・3年制キャラクターデザイナー専攻、同・4年制ゲームプログラマー専攻（大学部）、同・4年制ゲームグラフィッカー専攻（大学部）	東京都

改正前	
別表第四	
名称	所在地
［同上］	［同上］
総合学園ヒューマンアカデミー秋葉原校・マンガコース（マンガ）、同・ゲームコース（プログラマー）、同・ゲームコース（プランナー）、同・ゲームコース（CGデザイナー）	東京都
［同上］	［同上］
バンタンゲームアカデミー東京校・ゲームプログラマー専攻3年制、同・ゲームグラフィッカー専攻3年制、同・キャラクターデザイナー専攻3年制、同・CGアニメーター専攻3年制、同・ゲームプログラマー専攻2年制、同・ゲームグラフィッカー専攻2年制、同・キャラクターデザイナー専攻2年制、同・CGアニメーター専攻2年制	東京都

［略］	［略］
KADOKAWAアニメ・声優アカデミー東京校・2年制2Dアニメーター専攻、同・2年制アニメ演出専攻、同・3年制アニメーター専攻、同・4年制アニメーター専攻（大学部）	東京都
総合学園ヒューマンアカデミー大阪心斎橋校・マンガコース（マンガ）、同・マンガコース（イラストレーター）、同・ゲームコース（プログラマー）、同・ゲームコース（プランナー）、同・ゲームコース（CGデザイナー）	大阪府
［略］	［略］

［同上］	［同上］
KADOKAWAアニメ・声優アカデミー東京校・2年制2Dアニメーター専攻、同・2年制アニメ演出専攻	東京都
総合学園ヒューマンアカデミー大阪心斎橋校・マンガコース（マンガ）、同・ゲームコース（プログラマー）、同・ゲームコース（CGデザイナー）	大阪府
［同上］	［同上］

備考　表中の［　］は注記である。

○国土交通省告示第五百二十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年四月八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

駒ヶ根高原一

(二)　砂防法第二条の土地の表示

長野県駒ヶ根市赤穂の区域内の土地のうち、次の一点から五点までを順次結んだ線及び一点と五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°44′19.8896″	137°53′05.2511″
2	35°44′18.1272″	137°53′03.5962″
3	35°44′18.0355″	137°53′00.7490″
4	35°44′21.8279″	137°53′00.4033″
5	35°44′22.4419″	137°53′02.7780″

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

駒ヶ根高原二

(二)　砂防法第二条の土地の表示

長野県駒ヶ根市赤穂の区域内の土地のうち、次の一点から十六点までを順次結んだ線及び一点と十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°44′22.4419″	137°53′02.7780″
2	35°44′21.8279″	137°53′00.4033″
3	35°44′22.2737″	137°52′56.6591″
4	35°44′23.3605″	137°52′56.3364″
5	35°44′25.5479″	137°52′58.1407″